

証券コード 3657

平成26年4月9日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
ポルトウウィン・
ピットフルーホールディングス株式会社
代表取締役社長 小 西 直 人

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年4月23日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成26年4月24日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております） |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京 3階 宴会場「大和の間」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第5期（平成25年2月1日から平成26年1月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第5期（平成25年2月1日から平成26年1月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（事前警告型買収防衛策）導入の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.poletowin-pitcrew-holdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

### 事業報告

(平成25年2月1日から  
平成26年1月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新政権発足後の経済政策、金融対策等の効果や個人消費の持ち直し等により景気は緩やかに回復しつつあるものの、消費税増税による消費減退への懸念や海外景気の下振れが、引き続き、国内景気を下押しするリスクとなっております。

このような経済状況のもと、当社グループの主要事業であるデバッグ・検証事業の関連市場においては、スマートフォンやタブレット端末の普及を背景に、従来のWebブラウザを経由して遊ぶソーシャルゲームに加えて、ネイティブアプリを中心としたモバイルゲーム市場が急成長しております。また、対応コンテンツの高機能化（リッチコンテンツ化）やグローバル化もさらに進むと予想され、引き続き市場の拡大が見込まれております。ソーシャルゲームやネイティブアプリは、リリース後の頻繁なイベントやアップデートが不可欠であることから、継続的なデバッグの重要性が増しております。一方、家庭用ゲーム市場においては、世界各国で発売された新型次世代ゲーム機の販売が好調な出足を見せており、ゲーム専用機の潜在需要も確認されております。今後は、ゲーム専用機、スマートフォンやタブレット端末、クラウドを利用したゲーム配信等、ゲームプラットフォームの多様化が進み、各プラットフォームに向けた新コンテンツの投入がグローバルに拡大することが予想されております。

一方、ネット看視事業の関連市場であるインターネットビジネス市場は、スマートフォンやタブレット端末の普及が進んだことを背景に、ネットショッピングや映像・電子書籍等のEコマース（電子商取引）が広がりを見せております。それに伴い、誰もが安全・安心にインターネットを利用できるようにするための投稿看視、各種ユーザーサポートの需要が増加しております。Eコマース市場においては、出品物チェック、薬事法や景品表示法等に基づく広告審査、権利侵害調査やエンドユーザーからのお問い合わせ

わせ対応等のニーズが拡大しております。また、最近は、ネットいじめ等の問題がクローズアップされていることから、各自治体の教育委員会や私立学校においては、学校裏サイトの監視や生徒及びその保護者を対象にしたネットリテラシー教育に力を入れております。

当社グループにおいては、顧客企業の事業多角化や海外展開、業務プロセスの高度化や複雑化に伴い発生する業務のアウトソーシング事業者として、「人」によるチェック、テスト、監視や審査等のサービスを提供しております。当連結会計年度においては、業務拡大に対応した事業拠点の整備や管理者の増員を進めました。ポールトゥウィン株式会社においては、平成25年7月の新宿スタジオ新設に続き、9月に京都スタジオを移転・増床、11月には品川スタジオと名駅スタジオ（名古屋）を新設しております。ポールトゥウィンネットワークス株式会社においては、1月に東京都大田区からより交通の利便性が高い東京都港区に本社を移転し、業務効率化を図りオフィススペースを拡充いたしました。さらに、今後のアジア展開を見据え、12月に韓国・光州広域市にPole To Win Korea Co., Ltd. を設立いたしました。また、ピットクルー株式会社においても、5月に中部サポートセンター（名古屋）、7月に北九州サポートセンターを増床し、ピットクルー・コアオブス株式会社では、10月に沖縄BCPセンターを開設いたしました。これにより国内拠点は23ヵ所、海外拠点は6ヵ国（米国、英国、中国、シンガポール、インド、韓国）9拠点となり、国内外の当社グループ会社間における連携強化を図り、デバッグ、ローカライズ、ネット監視、ユーザーサポート等の「ワンストップ・フルサービス」の提供を推進しております。当社グループの国内子会社間、海外子会社間に加え、国内と海外子会社間における相互送客（顧客企業を双方に紹介しあうこと）を積極的に行うことで、顧客企業1社1社との取引の深耕、拡大に努めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は13,879百万円（前期比27.7%増）、営業利益は2,144百万円（同16.8%増）、経常利益は2,290百万円（同21.5%増）、当期純利益は1,205百万円（同29.4%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### イ. デバッグ・検証事業

当事業におきましては、スマートフォンの普及により、従来のWebブラウザを経由して遊ぶソーシャルゲームに加えて、ユーザーが直接端末にダウンロードをして遊ぶネイティブアプリが急速に増加しております。

スマートフォンは従来型携帯電話端末と比較して高機能であるため、対応するネイティブアプリもゲーム内容が複雑化しており、1タイトル当たりのデバッグ規模拡大やタイトル数の増加とも相まって、モバイルコンテンツ向けデバッグ業務の受注が増加いたしました。家庭用ゲームソフトのデバッグでは、ニンテンドー3DS用タイトルを中心に受注が増加いたしました。アミューズメント機器（パチンコ・パチスロ）向けデバッグについては、既存顧客がエンドユーザーに支持されるよう演出性を高めた新機種の開発意欲が旺盛であることに加え、新規営業開拓の成果により、堅調に推移いたしました。さらに、平成24年10月に買収（M & A）した海外子会社の売上が当連結会計年度は通年寄与し、海外売上高が19億円を超える等、海外事業が順調に拡大しております。具体的には、顧客企業がグローバルに発売した家庭用ゲームソフトを、当社グループの日本・米国・英国・中国・シンガポール子会社が連携して、エンドユーザーからのお問い合わせに対応する業務等を受注いたしました。この結果、デバッグ・検証事業の売上高は10,772百万円（前期比29.0%増）、拠点の移転、新設、増床費用や為替相場の変動によるのれん償却額の増加等により、営業利益は1,973百万円（同12.7%増）となりました。

#### ロ．ネット看視事業

当事業におきましては、ネット企業各社がEコマース市場における事業展開を活発化させていることから、ネットショッピングサイトやネットオークションサイトにおける出品物チェック業務、薬事法や景品表示法等に基づく広告審査業務、代金や商品到着等に関するエンドユーザーからのお問い合わせ対応業務等の需要が増加しており、Eコマース運営事業者からの受注が増加いたしました。また、保険会社の代理店ウェブサイトが各種法令、社内ルールに照らし合わせて適切に運営されているかのチェック業務も増加しております。各自治体の教育委員会や私立学校から委託を受けた学校裏サイトの調査業務（スクールネットパトロール）は、提案型入札案件の受注が順調に推移し、当連結会計年度においては20の自治体及び私立学校15校の調査を受注するとともに、平成24年度に続き、経済産業省より「平成25年度我が国情報経済社会における基盤整備（青少年インターネット利用環境整備に係る調査）」の事業を受託しております。積極的な企画提案営業を推進し、大型案件を受注できたことや、競合他社からの乗換受注等もあった結果、ネット看視事業の

売上高は3,046百万円（前期比21.3%増）、営業利益は182百万円（同187.5%増）となりました。

#### ハ. その他

当事業におきましては、Palabra株式会社において、今後の映像バリアフリー化時代を見据え、バリアフリー字幕制作者養成カリキュラムを開設するとともに、テレビ番組や映像の制作会社よりバリアフリー字幕制作の受託を開始しております。また、IMAid株式会社では、医療人材紹介サービスを開始しております。当事業の売上高は60百万円（前期は4百万円）、営業損失は104百万円（同27百万円の損失）となりました。

#### セグメント別売上高

| セグメント            | 平成25年1月期<br>(前連結会計年度) |       | 平成26年1月期<br>(当連結会計年度) |       | 前連結会計年度比 |         |
|------------------|-----------------------|-------|-----------------------|-------|----------|---------|
|                  | 金 額                   | 構 成 比 | 金 額                   | 構 成 比 | 金 額      | 増 減 率   |
|                  | 百万円                   | %     | 百万円                   | %     | 百万円      | %       |
| デバッグ・<br>検 証 事 業 | 8,348                 | 76.8  | 10,772                | 77.6  | 2,423    | 29.0    |
| ネ ッ ト<br>看 視 事 業 | 2,512                 | 23.1  | 3,046                 | 22.0  | 534      | 21.3    |
| そ の 他            | 4                     | 0.0   | 60                    | 0.4   | 55       | 1,220.6 |
| 合 計              | 10,866                | 100.0 | 13,879                | 100.0 | 3,013    | 27.7    |

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は172百万円であります。

その主なものは、デバッグ・検証事業におけるスタジオ整備費用83百万円、業務用機材購入63百万円等であります。

#### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### ④ 重要な企業結合等の状況

##### イ. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社の子会社である株式会社第一書林は、平成25年2月1日付でPalabra株式会社に商号変更しました。また、同社出版事業を会社分割により分社化し、平成25年2月1日付で同社の100%子会社として株式会社第一書林を設立いたしました。

##### ロ. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の子会社であるPole To Win America, Inc. は、平成25年4月1日付で同社の100%子会社であるPole To Win America Hunt Valley, Inc. を吸収合併いたしました。

##### ハ. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- ・ 当社の子会社であるポールトゥウィン株式会社は、平成25年2月1日付で同社の100%子会社としてPole To Win Europe Limitedを設立し、Pole To Win America, Inc. 欧州支店における事業全般を譲受けました。
- ・ 当社は、平成25年2月28日付で100%子会社としてペイサー株式会社を設立いたしました。
- ・ 当社の子会社であるポールトゥウィン株式会社は、平成25年12月20日付で同社の100%子会社としてPole To Win Korea Co., Ltd. を設立いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                   | 平成23年 1 月期 | 平成24年 1 月期 | 平成25年 1 月期 | 平成26年 1 月期<br>(当連結会計年度) |
|-----------------------|------------|------------|------------|-------------------------|
| 売 上 高(百万円)            | 6,865      | 8,364      | 10,866     | 13,879                  |
| 経 常 利 益(百万円)          | 769        | 1,280      | 1,885      | 2,290                   |
| 当期純利益(百万円)            | 381        | 651        | 932        | 1,205                   |
| 1 株当たり<br>当期純利益 (円)   | 2,111.19   | 172.02     | 106.69     | 63.55                   |
| 総 資 産(百万円)            | 3,535      | 5,415      | 7,866      | 9,228                   |
| 純 資 産(百万円)            | 2,479      | 4,353      | 6,154      | 7,494                   |
| 1 株当たり<br>純 資 産 額 (円) | 13,710.07  | 1,022.87   | 649.69     | 394.28                  |

(注) 当社は、平成23年 7 月13日付で普通株式 1 株につき20株の株式分割、平成25年 1 月 9 日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割、平成26年 1 月 9 日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。当該株式分割については、各期首に株式分割が行われたと仮定して 1 株当たりの当期純利益を算定しております。

## (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名        | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|--------------|-------|----------|---------------|
|              | 百万円   | %        |               |
| ポールトゥウィン株式会社 | 30    | 100      | デバッグ・検証事業     |
| ピットクルー株式会社   | 35    | 100      | ネット監視事業       |

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社 2 社を含む計18社であります。  
2. ポートサイド株式会社につきましては、平成25年10月 1 日付でピットクルー株式会社へ株式譲渡したため、重要な子会社から除外いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

近年、ゲームビジネスのグローバル化が進み、ゲームのローカライズや現地ネイティブスタッフによるデバッグの需要が増加しております。複数のハードに向けてのマルチプラットフォーム展開や世界同時発売により、ローカライズで対応すべき言語の種類も増加しております。それらの作業は同時期に並行して進行することから、高度なプロジェクトマネジメントも要求されます。今後は欧米言語のみならずアジア言語の需要も増加するものと予想されます。

インターネットについては、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、ネットショッピング、マスメディア、ゲーム、掲示板、SNS等、様々なサービスやコンテンツをより快適に利用できる環境となる一方、インターネットを利用した不正行為や違法有害情報の流通が社会問題化しており、実際にインターネット上の問題から派生した事件・事故等も発生していることから、その安全・安心に対する意識は更なる高まりを見せております。

また、従前、デバッグ・検証業務は、ゲームソフトの発売前に行われておりましたが、現在は、様々な企業がネット通販、電子書籍、ソーシャルゲーム等の継続型サービスを運営していることから、サービス開始前とはもとより、サービス開始後も継続的にデバッグ・検証が必要になっております。また、その運営過程では、不適切利用の看視、広告表記の審査等のコンプライアンスチェック、エンドユーザーからのお問い合わせ対応等も必要となることから、デバッグと看視を一体化したサポートニーズも増加しております。

当社グループは、「世の中がどれだけシステム化が進んでも、最終的に人が行わなければならない確認・チェックがある」という企業使命を実現するために、ソフト・ハードのデバッグ・検証、ネット看視を事業化いたしました。当社グループといたしましては、デバッグ・検証サービス及びネット看視サービスの先駆者として、市場での更なるシェア拡大、グローバル展開による市場の地理的拡大、新サービス創出による他業界取引の拡大に積極的に取り組むとともに、経営管理体制を充実させることが課題であると認識しており、特に以下の点に留意し、経営活動に取り組んでまいります。

① 国内市場における事業競争力強化による持続的業績拡大

当社グループは、国内初のデバッグ・検証事業、ネット看視事業の先駆者として、アウトソーシング市場を創出してまいりました。現在、デバッグ・検証業界、ネット看視業界は、アウトソーシング市場として確立し、その競争も過熱しております。また、人件費等の高騰に備え、新たな各種人材施策にも取り組み、営業競争力の強化、サービスの品質向上・高付加価値化を図ることで、事業競争力を高め、国内市場においても持続的な業績拡大を目指します。

② グローバル展開加速による海外売上高拡大

今後のゲーム市場は、ゲーム専用機、スマートフォンやタブレット端末、クラウドを活用したゲーム配信等、ゲームプラットフォームの多様化が進むとともに、これまで以上に発売、配信のグローバル化が進むものと予想されます。デバッグ・検証事業においては、同業他社に先駆けて平成21年5月に初の本格的海外拠点Pole To Win America, Inc.を設立して以来、現在、海外拠点は6ヵ国9拠点（米国3拠点、英国2拠点、中国、シンガポール、インド、韓国）となりました。国内にも海外事業担当者を拡充し、国内外の当社グループ会社間の連携を強化し、海外売上高の拡大に取り組んでまいります。

③ Eコマースに付随するサポートサービス拡大

スマートフォンやタブレット端末の普及により、ネットショッピング、ネットオークションや電子書籍等のEコマース利用者が増加しております。平成24年国内の消費全体に占めるEコマースの割合は3%程度であり、7%と言われる米国等に比べてもまだ低く、今後、ますますEコマース市場が拡大することが予想されます。ネット看視事業においては、出品物や広告表記の審査、エンドユーザーからのお問い合わせ対応業務の受注拡大を目指すとともに、デバッグ・検証事業の海外拠点を活用し、Eコマース市場のグローバル化に対応したサポートサービスにも取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成26年1月31日現在）

| セグメント     | 事業内容                                                    |
|-----------|---------------------------------------------------------|
| デバッグ・検証事業 | ソフトウェア・ハードウェアの品質向上をサポートするために不具合の検出を行う事業                 |
| ネット監視事業   | インターネットの健全な成長をサポートするために種々のコンテンツに含まれる違法有害情報や不正利用の検出を行う事業 |
| その他       | 出版・メディアに関する事業等                                          |

(6) 主要な事業所（平成26年1月31日現在）

① 当社 東京都新宿区

② 主要な子会社の事業所

ポールトゥウィン株式会社

本社：愛知県名古屋市名東区

東京オフィス：東京都新宿区

東京中野スタジオ：東京都中野区 ほか

ピットクルー株式会社

本社：東京都千代田区

新宿オフィス：東京都新宿区

札幌サポートセンター：札幌市中央区 ほか

(7) 従業員の状況（平成26年1月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| セグメント     | 従業員数        | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|-------------|-------------|
| デバッグ・検証事業 | 346（718）名   | 11名増（379名増） |
| ネット看視事業   | 200（504）名   | 17名減（100名増） |
| その他       | 4（5）名       | －（3名増）      |
| 全社（共通）    | 8（－）名       | 2名増（－）      |
| 合計        | 558（1,227）名 | 4名減（482名増）  |

- （注）１．従業員数は就業人員数であり、臨時従業員（契約社員、アルバイト等を含む）は（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
- ２．「全社（共通）」の従業員数は、当社の管理部門等の人員数であります。
- ３．当連結会計年度において、デバッグ・検証事業及びネット看視事業の事業拡大により、デバッグ・検証事業の臨時従業員平均人員数が379名、ネット看視事業の臨時従業員平均人員数が100名増加しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 8名   | 2名増       | 47.6歳 | 2.3年   |

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成26年1月31日現在）

① 発行可能株式総数 56,000,000株

（注）平成26年1月9日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行ったことにより、発行可能株式総数は28,000,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 19,007,200株

（注）1. 平成26年1月9日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数は9,503,200株増加しております。

2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は30,400株増加しております。

③ 株主数 3,076名（前期末比307名減）

④ 大株主

| 株 主 名                                                | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------|-------|---------|
|                                                      | 千株    | %       |
| 橘 民 義                                                | 1,960 | 10.32   |
| 本 重 光 孝                                              | 1,930 | 10.16   |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株 式 会 社 （ 信 託 口 ）                  | 1,621 | 8.53    |
| 松 本 公 三                                              | 1,216 | 6.40    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株 式 会 社 （ 信 託 口 ）                | 1,197 | 6.30    |
| 野村信託銀行株式会社（投信口）                                      | 770   | 4.05    |
| 橘 鉄 平                                                | 603   | 3.17    |
| 資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行<br>株 式 会 社 （ 証 券 投 資 信 託 口 ） | 437   | 2.30    |
| 上 杉 増 夫                                              | 351   | 1.85    |
| 津 田 哲 治                                              | 344   | 1.81    |

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成26年1月31日現在）

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

- ① 取締役及び監査役の状況（平成26年1月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                |
|---------------|---------|---------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 会 長 | 橘 民 義   | ボールトゥウィン株式会社<br>代表取締役会長                     |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 小 西 直 人 | ビットクルー株式会社<br>代表取締役社長                       |
| 取 締 役         | 本 重 光 孝 | ボールトゥウィン株式会社<br>代表取締役副会長<br>ペイサー株式会社代表取締役社長 |
| 取 締 役         | 松 本 公 三 | ビットクルー・コアオプス株式会社<br>代表取締役社長                 |
| 取 締 役         | 津 田 哲 治 | ボールトゥウィン株式会社<br>代表取締役社長                     |
| 取 締 役         | 橘 鉄 平   | Pole To Win America, Inc.<br>President      |
| 取 締 役         | 山 内 城 治 | 管理部部長                                       |
| 常 勤 監 査 役     | 大 内 清 司 | ボールトゥウィン株式会社監査役<br>ビットクルー株式会社監査役            |
| 監 査 役         | 渡 辺 孝 吉 | ビットクルー株式会社社外監査役<br>エコモット株式会社監査役             |
| 監 査 役         | 高 田 秀 雄 |                                             |
| 監 査 役         | 齊 藤 肇   | チャイナポータル株式会社<br>代表取締役<br>ボールトゥウィン株式会社監査役    |

- (注) 1. 監査役渡辺孝吉氏、監査役高田秀雄氏及び監査役齊藤肇氏は、社外監査役であります。
2. 当社は監査役渡辺孝吉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役小野和典氏は、平成25年4月25日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

| 区 分                | 員 数        | 報 酬 等 の 額             |
|--------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(1名) | 171,060千円<br>(－)      |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>(3名) | 23,183千円<br>(11,600)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9名<br>(3名) | 194,243千円<br>(11,600) |

- (注) 1. 上記のほか、取締役1名については当社子会社からの役員報酬として10,000千円を支給しております。また、使用人兼務取締役(1名)の使用人分給与6,400千円を支給しております。
2. 取締役の員数は7名ですが、上記以外の3名については無報酬であります。なお、当該3名に対しては、当社子会社からの役員報酬(使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含む。)として総額138,960千円を支給しております。
3. 平成22年4月22日開催の第1回定時株主総会の決議による役員報酬の限度額は、取締役分が月額50,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役分が月額5,000千円以内であります。

## ③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役渡辺孝吉氏は、ピットクルー株式会社の社外監査役であります。ピットクルー株式会社は当社の子会社であり、当社は、同社に対して経営指導を行っております。
- ・ 監査役齊藤肇氏は、チャイナポータル株式会社の代表取締役であり、同社と当社との間には特別の関係はありません。また、同氏は、ポールトゥウィン株式会社の監査役であります。ポールトゥウィン株式会社は当社の子会社であり、当社は、同社に対して経営指導を行っております。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

|     |      | 出席状況及び発言状況                                                                                                                    |
|-----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 | 渡辺孝吉 | 当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会12回全てに出席し、他社において監査役を歴任してきた経験に基づく視点により意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。           |
| 監査役 | 高田秀雄 | 当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会12回全てに出席し、当社の事業内容に関する見識を有し、客観的・中立的な立場から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。         |
| 監査役 | 齊藤肇  | 平成25年4月25日就任以降に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会10回全てに出席し、国内外における企業経営の経験に基づく視点により意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。 |

## ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

## (4) 会計監査人の状況

### ① 名称

新日本有限責任監査法人

### ② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 36,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コーポレート・ガバナンス

(i) 取締役及び取締役会

取締役会は、法令及び定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。

取締役会は、原則として月1回の定例取締役会を開催し、緊急議案発生の場合にはすみやかに臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断ができる体制を構築する。

(ii) 監査役及び監査役会

監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部監査室と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。監査役会は、原則として月1回開催し、必要ある場合は随時開催する。

ロ. コンプライアンス

(i) コンプライアンス体制

当社は、取締役及び従業員がコンプライアンスに則った企業活動を実践するため、グループ共通の「法令等遵守規程」を定め、その目的達成のため諸施策を講ずる。

(ii) 公益通報制度

コンプライアンス上問題のある行為を知った場合に備え、「公益通報者保護に関する規程」を定め、当社グループ全体のコンプライアンスの報告・相談窓口として、公益通報窓口を設置する。

ハ. 内部監査

業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況について調査するため、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査に関する基本的事項を「内部監査規程」に定め、内部監査室及び必要に応じて代表取締役社長に任命された監査担当者が、監査を統轄し、実施する。内部監査室の責任者は監査終了後に監査報告書を作成し、代表取締役社長に提出するものとする。

ニ. 反社会的勢力対策

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その対応として「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との関係を遮断する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 情報の保存及び管理

当社は、「文書管理規程」を定め、取締役及び従業員の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う。

ロ. 情報の閲覧

取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、一年に一度取締役会にて事業上のリスクを全社及び業務単位で検討し、管理する。また、子会社における重要会議にてリスクを把握する体制を構築し、リスクに対しては当社グループとして対応策の検討を機動的に行うものとする。

ロ. 決裁制度

各部門の長がその分掌業務の執行にあたり「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき決裁取得を必要とする事項については、個別に申請のうえ決裁を取得する。また必要に応じ経過報告を行い、完了後は完了報告を行う。

#### ハ．大災害発生時の体制

大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営方針、経営戦略及び経営計画

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営方針、経営戦略及び経営計画等の当社の全取締役及び従業員が共有する目標を定め、取締役はその経営目標が予定どおり進捗しているか取締役会において定期的に報告を行う。また、当社グループ横断の経営会議において、グループ役員間の情報共有及び議論を行う。

#### ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### イ．グループ会社管理体制

当社と関係会社の相互の利益と発展を目的とし、「関係会社管理規程」を定める。当社管理部部長は、子会社の経営状況と財務状況を常に把握し、取締役会に報告する。また、経営上の重要事項は子会社で決定する前に報告を受け、取締役会に報告するとともに必要な助言と指導を行う。

##### ロ．財務報告及び資産保全の適正性確保のための体制整備

当社グループは、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制及び当社グループ各社が有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。

##### ハ．内部監査

内部監査室は、当社グループ各社に対し監査を実施し、取締役に報告する。監査役及び会計監査人は、独自に当社グループ各社に対して監査を行うものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、当該従業員の選出は監査役会において決定する。

当該従業員の人事異動、人事考課等については監査役の同意が必要であるものとする。

- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 監査役による重要会議への出席

監査役は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受けるほか、その他重要な会議に出席する。

ロ. 監査役による取締役業務の執行確認

監査役は、取締役から「取締役業務執行確認書」の提出を受け、その業務執行の適正性を確認する。

ハ. 取締役及び内部監査室その他の従業員による監査役への報告

取締役及び内部監査室その他の従業員は、監査役に対して、法令及び定款違反事項、内部監査室が実施した監査の結果、公益通報制度における通報の状況を適時に報告する。また、監査役は必要に応じ、いつでも取締役及び内部監査室その他の従業員に報告を求めることができる。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 内部監査室、会計監査人及び当社グループ監査役との連携

監査役は、内部監査室及び会計監査人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果報告に係る意見交換を行うことができる。

監査役は、当社グループ各社の監査役と連携し、当社グループ各社における業務執行に関する意見を徴する。また、グループ経営に係る相互情報交換を行うために会合の場を設けることができる。

ロ. 外部専門家の起用

監査役が必要と認める場合は、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成26年 1 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)               |           |
| 流 動 資 産           | 7,036,356 | 流 動 負 債                 | 1,680,326 |
| 現 金 及 び 預 金       | 4,959,929 | 未 払 金                   | 865,136   |
| 受取手形及び売掛金         | 1,698,083 | 未 払 費 用                 | 44,680    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 76,413    | 未 払 法 人 税 等             | 527,893   |
| そ の 他             | 301,956   | 賞 与 引 当 金               | 11,516    |
| 貸 倒 引 当 金         | △26       | そ の 他                   | 231,100   |
| 固 定 資 産           | 2,191,851 | 固 定 負 債                 | 53,815    |
| 有 形 固 定 資 産       | 295,508   | 退 職 給 付 引 当 金           | 44,809    |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 156,699   | 繰 延 税 金 負 債             | 7,180     |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 194       | そ の 他                   | 1,826     |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 138,614   | 負 債 合 計                 | 1,734,142 |
| 無 形 固 定 資 産       | 1,456,008 | (純 資 産 の 部)             |           |
| の れ ん             | 1,425,132 | 株 主 資 本                 | 7,092,780 |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 28,861    | 資 本 金                   | 1,233,497 |
| そ の 他             | 2,014     | 資 本 剰 余 金               | 1,279,952 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 440,333   | 利 益 剰 余 金               | 4,579,330 |
| 投 資 有 価 証 券       | 50,808    | その他の包括利益累計額             | 401,285   |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 314,833   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 11,501    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 68,314    | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 389,783   |
| そ の 他             | 16,843    | 純 資 産 合 計               | 7,494,065 |
| 貸 倒 引 当 金         | △10,465   | 負 債 純 資 産 合 計           | 9,228,208 |
| 資 産 合 計           | 9,228,208 |                         |           |

# 連結損益計算書

(平成25年2月1日から)  
(平成26年1月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額       |            |
|----------------|-----------|------------|
| 売上高            |           | 13,879,714 |
| 売上原価           |           | 9,112,381  |
| 売上総利益          |           | 4,767,333  |
| 販売費及び一般管理費     |           | 2,622,352  |
| 営業利益           |           | 2,144,980  |
| 営業外収益          |           |            |
| 受取利息           | 1,032     |            |
| 受取配当金          | 92        |            |
| 為替差益           | 120,699   |            |
| 消費税等調整額        | 1,072     |            |
| 保険解約返戻金        | 5,855     |            |
| 助成金収入          | 1,329     |            |
| 受取保険金          | 3,778     |            |
| その他            | 11,739    | 145,599    |
| 経常利益           |           | 2,290,580  |
| 特別損失           |           |            |
| 固定資産除却損        | 531       |            |
| 事務所移転費用        | 8,628     |            |
| 開発中止損失         | 36,228    |            |
| 減損損失           | 46,000    |            |
| その他            | 8,633     | 100,022    |
| 税金等調整前当期純利益    |           | 2,190,558  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 1,016,227 |            |
| 法人税等調整額        | △31,469   | 984,757    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |           | 1,205,800  |
| 当期純利益          |           | 1,205,800  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成25年2月1日から)  
(平成26年1月31日まで)

(単位：千円)

|                                         | 株 主 資 本   |           |           |             |
|-----------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|
|                                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成25年2月1日 残高                            | 1,228,802 | 1,275,257 | 3,657,737 | 6,161,797   |
| 連結会計年度中の変動額                             |           |           |           |             |
| 新 株 の 発 行                               | 4,695     | 4,695     |           | 9,390       |
| 剰 余 金 の 配 当                             |           |           | △284,208  | △284,208    |
| 当 期 純 利 益                               |           |           | 1,205,800 | 1,205,800   |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の<br>変 動 額 ( 純 額 ) |           |           |           |             |
| 連 結 会 計 年 度 中 の<br>変 動 額 合 計            | 4,695     | 4,695     | 921,592   | 930,983     |
| 平成26年1月31日 残高                           | 1,233,497 | 1,279,952 | 4,579,330 | 7,092,780   |

|                                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                      |                   | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------------------|-----------------------|----------------------|-------------------|-----------|
|                                         | その他有価証券<br>評価差額金      | 為 替 換 算 定<br>調 整 勘 定 | その他の包括利<br>益累計額合計 |           |
| 平成25年2月1日 残高                            | 8,239                 | △15,121              | △6,882            | 6,154,914 |
| 連結会計年度中の変動額                             |                       |                      |                   |           |
| 新 株 の 発 行                               |                       |                      |                   | 9,390     |
| 剰 余 金 の 配 当                             |                       |                      |                   | △284,208  |
| 当 期 純 利 益                               |                       |                      |                   | 1,205,800 |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の<br>変 動 額 ( 純 額 ) | 3,262                 | 404,905              | 408,167           | 408,167   |
| 連 結 会 計 年 度 中 の<br>変 動 額 合 計            | 3,262                 | 404,905              | 408,167           | 1,339,150 |
| 平成26年1月31日 残高                           | 11,501                | 389,783              | 401,285           | 7,494,065 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

すべての子会社を連結しております。

- ・連結子会社の数 18社
- ・連結子会社の名称  
ボールトゥウィン株式会社  
ビットクルー株式会社  
ボートサイド株式会社  
博特盈（上海）信息科技有限公司  
株式会社第一総合研究所  
株式会社第一書林  
Pole To Win America, Inc.  
株式会社猿楽庁  
ボールトゥウィンネットワークス株式会社  
IMaid株式会社  
Pole To Win Asia Pte.Ltd.  
Pole To Win Europe Glasgow, Ltd.  
Pole To Win India Private Limited  
Pole To Win Europe Limited  
ビットクルー・コアオプス株式会社  
Palabra株式会社  
ペイサー株式会社  
Pole To Win Korea Co., Ltd.

株式会社第一書林、ペイサー株式会社及びPole To Win Korea Co., Ltd.については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。なお、

(旧) 株式会社第一書林は、平成25年2月1日付でPalabra株式会社に商号変更しております。また、同社出版事業を会社分割により分社化し、平成25年2月1日付で同社の100%子会社として(新) 株式会社第一書林を設立しております。

前連結会計年度において連結子会社でありましたPole To Win America Hunt Valley, Inc. は、平成25年4月1日付でPole To Win America, Inc. と合併したため、連結の範囲から除いております。

上海申發軟件有限公司は、平成26年1月1日付で博特盈（上海）信息科技有限公司に商号変更しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、博特盈（上海）信息科技有限公司、Pole To Win America, Inc.、Pole To Win Asia Pte. Ltd.、Pole To Win Europe Glasgow, Ltd.、Pole To Win India Private Limited、Pole To Win Europe Limited 及び Pole To Win Korea Co., Ltd. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

主に決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

主に移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主に定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～18年

工具、器具及び備品 4～10年

ロ. 無形固定資産

主に定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

主に債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

一部の国内子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

一部の国内子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. 消費税等の会計処理                      消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ロ. 外貨建資産・負債の本邦通貨              外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- ハ. のれんの償却方法及び償却期間              のれんの効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。  
ただし、金額の僅少なものについては発生時に一括で償却しております。

(5) 会計方針の変更に関する注記  
(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成25年2月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

443,736千円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 9,473,600株    | 9,533,600株   | 一株           | 19,007,200株  |

(注) 発行済株式の総数の増加9,533,600株は、平成26年1月9日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行ったことにより9,503,200株増加し、新株予約権の権利行使により30,400株増加したものであります。

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

| 決 議                       | 株式の種類   | 配 当 金 の<br>総額(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|---------|-------------------|-----------------|------------|------------|
| 平成25年4月25日<br>定 時 株 主 総 会 | 普 通 株 式 | 284,208           | 30              | 平成25年1月31日 | 平成25年4月26日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決 議 予 定                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配 当 金 の<br>総額(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|-------|-------------------|-----------------|------------|------------|
| 平成26年4月24日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 304,115           | 16              | 平成26年1月31日 | 平成26年4月25日 |

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式

346,800株

### 4. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に株式発行により行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

##### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することでリスク低減を図っております。

投資有価証券は、投資信託及び業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握する体制としております。

未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

また、未払金及び未払法人税等は、その決済時において流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループ各社が適時に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

|               | 連 結 貸 借 対 照 表<br>計 上 額 （ 千 円 ） | 時 価 （ 千 円 ） | 差 額 （ 千 円 ） |
|---------------|--------------------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金    | 4,959,929                      | 4,959,929   | —           |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 1,698,083                      |             |             |
| 貸倒引当金（※）      | △26                            |             |             |
|               | 1,698,056                      | 1,698,056   | —           |
| (3) 投資有価証券    | 47,950                         | 47,950      | —           |
| 資産計           | 6,705,936                      | 6,705,936   | —           |
| (1) 未払金       | 865,136                        | 866,136     | —           |
| (2) 未払法人税等    | 527,893                        | 527,893     | —           |
| 負債計           | 1,393,029                      | 1,393,029   | —           |

（※）受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、公表されている基準価格によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|-------|----------------|
| 非上場株式 | 2,857          |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

## 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金    | 4,953,884    | —                   | —                    | —            |
| 受取手形及び売掛金 | 1,698,083    | —                   | —                    | —            |
| 資産計       | 6,651,967    | —                   | —                    | —            |

## 5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 394円28銭

(2) 1株当たり当期純利益 63円55銭

(注) 当社は、平成26年1月9日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。  
当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。

## 6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成26年 1 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)   |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産     | 2,321,305 | 流 動 負 債       | 35,214    |
| 現金及び預金      | 1,959,762 | 未 払 金         | 6,079     |
| 関係会社売掛金     | 34,675    | 関係会社未払金       | 12,760    |
| 前 払 費 用     | 4,263     | 未 払 費 用       | 144       |
| 関係会社短期貸付金   | 300,000   | 未 払 消 費 税 等   | 7,190     |
| 繰延税金資産      | 3,503     | 預 り 金         | 9,040     |
| そ の 他       | 19,101    | 負 債 合 計       | 35,214    |
| 固 定 資 産     | 1,777,871 | (純 資 産 の 部)   |           |
| 有 形 固 定 資 産 | 11,122    | 株 主 資 本       | 4,063,962 |
| 建 物         | 9,228     | 資 本 金         | 1,233,497 |
| 工具、器具及び備品   | 1,893     | 資 本 剰 余 金     | 2,789,876 |
| 投資その他の資産    | 1,766,749 | 資 本 準 備 金     | 1,195,997 |
| 投資有価証券      | 1,400     | その他資本剰余金      | 1,593,878 |
| 関係会社株式      | 1,719,311 | 利 益 剰 余 金     | 40,588    |
| 敷金及び保証金     | 46,013    | その他利益剰余金      | 40,588    |
| 繰延税金資産      | 24        | 繰越利益剰余金       | 40,588    |
| 資 産 合 計     | 4,099,177 | 純 資 産 合 計     | 4,063,962 |
|             |           | 負 債 純 資 産 合 計 | 4,099,177 |

# 損 益 計 算 書

(平成25年 2 月 1 日から)  
(平成26年 1 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |
|-----------------------|---------|
| 営 業 収 益               | 753,244 |
| 営 業 費 用               | 374,059 |
| 営 業 利 益               | 379,184 |
| 営 業 外 収 益             |         |
| 受 取 利 息               | 13,302  |
| 受 取 手 数 料             | 4,530   |
| そ の 他                 | 79      |
| 経 常 利 益               | 397,097 |
| 特 別 利 益               |         |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益     | 0       |
| 特 別 損 失               |         |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 137,067 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 260,030 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 39,946  |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 343     |
| 当 期 純 利 益             | 219,741 |

## 株主資本等変動計算書

(平成25年2月1日から)  
(平成26年1月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |           |                |              |                               |              |           | 純 資 産 計   |
|--------------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|-------------------------------|--------------|-----------|-----------|
|                          | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金                     |              | 株 主 資 本 計 |           |
|                          |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利<br>益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |           |           |
| 平成25年2月1日<br>高 残         | 1,228,802 | 1,191,302 | 1,593,878      | 2,785,181    | 105,055                       | 105,055      | 4,119,039 | 4,119,039 |
| 事業年度中の変動額                |           |           |                |              |                               |              |           |           |
| 新 株 の 発 行                | 4,695     | 4,695     |                | 4,695        |                               |              | 9,390     | 9,390     |
| 剰余金の配当                   |           |           |                |              | △284,208                      | △284,208     | △284,208  | △284,208  |
| 当 期 純 利 益                |           |           |                |              | 219,741                       | 219,741      | 219,741   | 219,741   |
| 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額 合 計 | 4,695     | 4,695     | －              | 4,695        | △64,466                       | △64,466      | △55,076   | △55,076   |
| 平成26年1月31日<br>高 残        | 1,233,497 | 1,195,997 | 1,593,878      | 2,789,876    | 40,588                        | 40,588       | 4,063,962 | 4,063,962 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

15年

工具、器具及び備品

6～10年

#### (3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

#### (減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年2月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### 有形固定資産の減価償却累計額

6,114千円

### 4. 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

##### 営業収益

753,244千円

##### 営業費用

5,308千円

##### 営業取引以外の取引高

17,724千円

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産)

#### ① 流動資産

|       |         |
|-------|---------|
| 未払事業税 | 3,344千円 |
| その他   | 159千円   |
| 計     | 3,503千円 |

#### ② 固定資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 関係会社株式評価損 | 58,474千円  |
| ゴルフ会員権    | 2,184千円   |
| その他       | 235千円     |
| 小計        | 60,893千円  |
| 評価性引当額    | △60,869千円 |
| 計         | 24千円      |
| 繰延税金資産純額  | 3,527千円   |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 法定実効税率            | 38.01%  |
| (調整)              |         |
| 評価性引当額            | 19.73%  |
| 住民税均等割            | 0.37%   |
| 交際費等損金不算入額        | 0.20%   |
| 受取配当金等益金不算入額      | △43.12% |
| その他               | 0.30%   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 15.49%  |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 種 類   | 会社等の名称           | 議 決 権 等 の 合 計   | 関連当事者との関係              | 取 引 内 容        | 取引金額<br>(千円) | 科 目           | 期 末 残 高<br>(千円) |
|-------|------------------|-----------------|------------------------|----------------|--------------|---------------|-----------------|
| 子 会 社 | ポールトゥウィン 株 式 会 社 | 所有<br>直接 100.0% | 経営指導<br>役員の兼任          | 経営指導<br>(注) 1  | 384,703      | 関係会社<br>売掛金   | 27,642          |
|       |                  |                 |                        | 配当金<br>(注) 2   | 285,810      | —             | —               |
|       | ビットクルー 株 式 会 社   | 所有<br>直接 100.0% | 経営指導<br>資金の貸付<br>役員の兼任 | 経営指導<br>(注) 1  | 72,000       | 関係会社<br>売掛金   | 7,032           |
|       |                  |                 |                        | 配当金<br>(注) 2   | 9,152        | —             | —               |
|       |                  |                 |                        | 資金の貸付<br>(注) 3 | 300,000      | 関係会社<br>短期貸付金 | 300,000         |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料は、毎月、各社の売上、利益の一定割合を収受しております。  
2. 配当金は、各社の当期純利益の一定割合を収受しております。  
3. 資金の貸付は、市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。  
4. 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 213円81銭  
(2) 1株当たり当期純利益 11円58銭

(注) 当社は、平成26年1月9日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。  
当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成26年 3 月20日

ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

|                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 戸 田 彰 (印) |
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 林 一 樹 (印) |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社の平成25年2月1日から平成26年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成26年3月20日

ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 戸 | 田 | 彰 | Ⓐ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 林 | 一 | 樹 | Ⓑ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社の平成25年2月1日から平成26年1月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年2月1日から平成26年1月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1） 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### （2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### （3） 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年 3月24日

ポールトゥウィン・ピットクルー  
ホールディングス株式会社 監査役会  
常 勤 監 査 役 大 内 清 司 ㊟  
社 外 監 査 役 渡 辺 孝 吉 ㊟  
社 外 監 査 役 高 田 秀 雄 ㊟  
社 外 監 査 役 齊 藤 肇 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しており、成長性を維持するための将来における事業展開に必要な内部留保と、当社グループの財政状態等を総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金16円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は304,115,200円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成26年4月25日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任される取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>(氏 生 年 月 日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| さいとう はじめ<br>齊藤 肇<br>(昭和22年1月4日生) | 昭和45年4月 ゼネラル・フーズ株式会社入社<br>昭和48年9月 日本ミニ・コンピュータ株式会社入社<br>平成3年10月 オムロンデータゼネラル株式会社取締役<br>平成11年4月 日本ラショナルソフトウェア株式会社代表取締役社長<br>平成15年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社ラショナル事業部長<br>平成16年4月 チャイナポータル株式会社代表取締役(現任)<br>平成25年4月 ポールトゥウィン株式会社監査役(現任)<br>平成25年4月 当社社外監査役(現任) | 2,000株     |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 齊藤肇氏は社外取締役候補者であります。

3. 齊藤肇氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

同氏は、現在、当社の社外監査役であります。同氏は、国内外において企業経営の経験を有しており、その知見を当社グループの監査に

反映していただきました。今後は、当該実績を当社グループの経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 齊藤肇氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は齊藤肇氏との間で、社外監査役として、会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を上限とする契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、社外取締役として、同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。
6. 齊藤肇氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役渡辺孝吉、齊藤肇の両氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者はいずれも辞任される監査役渡辺孝吉及び齊藤肇の両氏の補欠として選任される者ではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>(氏名)<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※1    | つやただお<br>津谷忠男<br>(昭和23年7月9日生)    | 昭和48年10月 アーサー・アンダーセン会計事務所(現有限責任あずさ監査法人)入所<br>昭和63年9月 同事務所パートナー<br>平成2年9月 公認会計士・税理士事務所 津谷会計事務所開設(現任)<br>平成9年2月 日本アムウェイ株式会社入社<br>平成13年3月 デンセイ・ラムダ株式会社(現TDKラムダ株式会社)入社<br>平成13年6月 同社取締役・財務本部長<br>平成16年7月 オリックス株式会社入社<br>平成17年2月 同社執行役<br>平成21年1月 同社常務執行役<br>平成21年6月 富士火災海上保険株式会社取締役<br>平成22年1月 オリックス株式会社顧問<br>平成22年4月 富士火災海上保険株式会社顧問<br>平成23年6月 日立ツール株式会社監査役(現任)<br>平成25年6月 双日株式会社監査役(現任) | 一株         |
| ※2    | しらいひさあき<br>白井久明<br>(昭和23年7月10日生) | 昭和50年4月 弁護士登録<br>平成8年7月 白井法律事務所開設<br>平成19年7月 京橋法律事務所開設(現任)<br>平成19年7月 IMC JAPAN株式会社代表取締役(現任)<br>平成19年7月 萬邦株式会社代表取締役(現任)                                                                                                                                                                                                                                                               | 一株         |

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 津谷忠男、白井久明の両氏は社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由は以下のとおりであります。

津谷忠男氏は、公認会計士としての専門知識を有し、また国内各社において要職を歴任しております。その高い識見を当社グループの監査に反映していただくことを期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

白井久明氏は、弁護士として企業法務に精通し、また企業経営の経験も有しております。その高い識見を当社グループの監査に反映していただくことを期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

あります。

5. 当社は津谷忠男氏、白井久明氏が選任された場合、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を上限とする契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（事前警告型買収防衛策）導入の件

当社は、平成26年3月25日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決議するとともに、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決定いたしました。

本プランは、当社取締役会の決議により導入されたものですが、本プランの有効期限は、平成26年3月25日から本定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長するものとしております。そこで、本プランの導入につきまして、株主の皆様にご審議いただき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの具体的な内容については、以下に記載のとおりであります。

#### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案（買収提案）が行われた場合に、当該大規模買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、当社が蓄積してきました多くのノウハウ・知識・経験について理解のないもの、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるもの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、株主の皆様は株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、或いは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資

さないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

## Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み

### １．企業価値向上への取組み

当社グループは、ソフトウェア・ハードウェアの品質向上をサポートするために不具合の検出を行うデバッグ・検証事業、インターネットの健全な成長をサポートするために種々のコンテンツに含まれる違法有害情報の検出や不正利用の検出を行うネット看視事業を主要な事業としております。

当社グループは、顧客の業務プロセスのＩＴ化、システム化が進む中、最終的に「人」によるチェック、テスト、看視や審査が必要な事業領域に対してサービスを提供しており、現在においては、ゲーム業界及びインターネット業界を主たる事業領域としております。

また、当社グループは、日本初の「デバッグ・検証」と「ネット看視」の専業事業者としての実績と顧客基盤を有し、ゲームソフト開発企業、アミューズメント機器開発企業、ネット関連企業を中心に、製品・サービスの開発過程、製品の発売・サービス開始後の運用過程において、サービスの提供を行っております。

当社グループは、「世の中がどれだけシステム化が進んでも、最終的に人が行わなければならない確認・チェックがある」という企業使命を実現するために、ソフト・ハードのデバッグ・検証、ネット看視を事業化いたしました。当社グループといたしましては、デバッグ・検証サービス及びネット看視サービスの先駆者として、市場での更なるシェア拡大、グローバル展開による市場の地理的拡大、新サービス創出による他業界取引の拡大に積極的に取り組むとともに、経営管理体制を充実させることを課題と認識し、経営活動に取り組んでおります。

### ２．コーポレート・ガバナンスについて

当社は持株会社形態であることを踏まえたグループ経営を行う必要性を自覚した上で、当社グループの事業展開に適したコーポレート・ガバナンスを実現するため、株主、取引先、従業員及び地域社会等のステークホルダーとの信頼関係を構築し、企業活動を通じ社会貢献を果たしながら企業価値を長期的に向上させていくことが重要であると考えております。当社では、このような観

点からコーポレート・ガバナンスについての重点課題として、法令及び関連法規の遵守を柱とした企業経営の実現、経営の適正性、健全性、透明性の向上、適時適切な情報開示体制の構築を意識しており、これらの重点課題を中心に体制整備を行っております。

当社は、会社法に基づき、取締役会、監査役会、会計監査人を設置するとともに、内部監査室を設置しております。また、顧問契約を締結している弁護士よりコーポレート・ガバナンス体制に関して、適宜助言を受けております。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プラン導入の目的及び必要性

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為がなされる際に、当該大規模買付けに応ずるべきか否かを株主の皆様がご判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って導入するものであります。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、(別紙2)「独立委員会委員の略歴」に記載の3名が就任する予定です。

また、平成26年1月31日現在における当社大株主の状況は、(別紙3)「当社の大株主(上位10名)」のとおりであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為にかかる提案を受けているわけではありません。

なお、当社役員は平成26年1月31日時点で当社発行済株式総数の32.75%を保有しておりますが、複数の役員において分散しており、当社役員各々の事情に応じた譲渡等により、株式の分散化が進んでいく可能性も否定できません。また、将来的に、当社の事業やビジネスに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模買付行為が行われた場合、当社の顧客や従業員その他ステークホルダーとの関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著し

く毀損される可能性も否定できません。

当社取締役会は、上記Ⅰに記載の基本方針のとおり、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案が行われた場合に、当該買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。その際、株主の皆様のご判断は、当該大規模買付提案に関して十分な時間と情報をもった上で行われるべきであり、当社取締役会は株主共同の利益を確保する観点から、株主の皆様に対して、十分な時間と情報を確保する役割を担っているものと考えます。

以上により、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為に備えた対応策を現時点から準備しておく必要があると判断し、本プランを導入することを決定したものです。

## 2. 本プランにかかる手続き

当社の株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールの内容は、以下のとおりです。

### (1) 本プランの対象

本プランの対象となる者は、当社の株式等（注1）の買付行為のうち、特定株主グループ（注2）の株式等保有割合（注3）を20%以上とすることを目的とするもの、又は結果として特定株主グループの株式等保有割合が20%以上となる行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を行おうとする者です。

注1：株式等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の2第1項又は同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注2：特定株主グループとは、当社の株式等の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株式等の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注3：株式等保有割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株式等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株式等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。）又は(ii)特定株主グループが当社の株式等の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株式等保有割合の算出にあたっては、総議決権数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち、直近に提出されたものを参照することができるものとします。

## （2）意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には以下の事項を記載していただきます。

- ① 大規模買付者の概要
  - (a) 氏名又は名称及び住所又は所在地
  - (b) 代表者の役職及び氏名
  - (c) 会社等の目的及び事業の内容
  - (d) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
  - (e) 国内連絡先
  - (f) 設立準拠法
- ② 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況
- ③ 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに、大規模買付行為の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）
- ④ 本プランに従う旨の誓約

### (3) 大規模買付情報の提供

上記(2)の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

まず、当社取締役会は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報の項目を記載したリスト(以下、「大規模買付情報リスト」といいます。)を上記(2)①(e)の国内連絡先宛に発送し、大規模買付者には、当社代表取締役に対して、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を書面その他当社が適当と認める方法で提供していただきます。

また、大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、当社取締役会は、本プランの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、大規模買付者の回答に期限を設ける場合があります。また、大規模買付情報リストの発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を要請し、大規模買付者が回答を行う期間(以下、「情報提供期間」といいます。)の上限として設定し、大規模買付情報が十分に提出されない場合であっても情報提供期間が上限に達した時は、その時点で情報提供にかかる大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討を行うものとします。

なお、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストに含まれるものとしますが、大規模買付情報リストの具体的な内容については、当社取締役会が、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定いたします。また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目にかかる情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ① 大規模買付者及びそのグループの詳細(沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、役員の名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。)

- ② 大規模買付行為の目的(意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、当該買付の対価の種類及び金額、当該買付の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び当該買付を行った後における株式等所有割合、当該買付の方法の適法性を含みます。)
- ③ 買付対価の算定根拠(算定的前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び当該買付にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ⑥ 大規模買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下、「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑧ 大規模買付行為の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑨ 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、当該買付の後の株式等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針及び議決権の行使方針、並びに、それらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として当該買付を行う場合には、その必要性
- ⑩ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は当該買付の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びに、いかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑪ 大規模買付行為の後における当社グループの従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社にかかる利害関係者の処遇等の方針
- ⑫ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑬ 反社会的勢力との関係に関する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び大規模買付情報の概要その他の情報のうち、株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、すみやかに開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨をすみやかに開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

#### （４）取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易等に応じて、情報提供完了通知を行った後、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株式等の全てを対象とする大規模買付行為の場合には最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間（いずれの場合も初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。

ただし、上記いずれにおいても、当社取締役会は、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等、必要がある場合には、30日間を上限として期間を延長することがあります。この場合、延長期間と延長理由を株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価、検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、その内容を大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### （５）独立委員会の設置

当社取締役会は、本プランに基づく大規模買付けへの対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保することを目的として独立委員会を設置します。独立委員会規程の概要は、（別紙１）のとおりであり、独立委員会委員の略歴については、（別紙２）のとおりであります。

#### (6) 対抗措置発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記(4)の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。なお、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合には、取締役会評価期間にかかわらず、当社取締役会に対して対抗措置の発動に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

独立委員会が当社取締役会に対して以下の①、②及び③に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、すみやかに開示いたします。

##### ① 大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者による意向表明書の不提出、大規模買付情報の不提出、取締役会評価期間中の買付け、その他、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告することがあります。

##### ② 大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合であって、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なわないと判断される時は、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下(a)～(j)に掲げる事由により、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される時には、対抗措置の発動を勧告することがあります。

- (a) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (b) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買

付者又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

- (c) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (d) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高価資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか或いは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (e) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、或いは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (f) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (g) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (h) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (i) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (j) その他(a)から(i)までに準ずる事由で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

③上記①、②にかかわらず、株主総会による意思確認を要すると判断した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランを遵守した場合であって、対抗措置を発動するか否かにつき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した時、当社取締役会に対して株主意思確認の株主総会招集を勧告することがあります。

#### (7) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記（6）に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、すみやかに対抗措置の発動・不発動又は株主意思確認の株主総会招集の決議を行うものとしします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合は、その内容にかかわらず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、すみやかに開示いたします。

#### (8) 株主総会の決議

当社取締役会は、上記（7）に定める株主意思確認の株主総会招集を決議した場合、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしします。

また、当社取締役会は、株主意思確認の株主総会を招集する場合、対抗措置を発動するか否かについて当該株主総会の決議に従うものとしします。

#### (9) 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記（7）の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は上記（8）の手続きに従い株主意思確認の株主総会における決議に従い対抗措置を発動した後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った時は、当社取締役会は、当該対抗措置を維持するか否かについて独立委員会に諮問いたします。独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該対抗措置を維持するか否かについて検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、上記の独立委員会の勧告を踏まえた結果、当該対抗措置発動を維持することが相当でないとの判断に至った場合は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとしします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、すみやかに開示いたします。

#### (10) 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会又は当社株主総会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始できないものとします。

### 3. 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記 2（7）の手続きに従い発動する対抗措置及び上記 2（8）の手続きに従い株主意思確認の株主総会における決議に従い発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、（別紙 4）「本新株予約権の概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記 2（9）に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記 2（9）に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日にかかる権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

### 4. 本プラン有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年 3 月25日から本定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長するものとします。その際、独立委員会委員の任期についても同様に延長するものとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他

方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様へ実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、あらためて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくこととします。

## 5. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を下記のとおり充足しており、かつ、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

### （1）企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記Ⅲ 1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付けに応ずるべきか否かを株主の皆様がご判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

### （2）事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された本プランを本定時株主総会において議案としてお諮りすることをあわせて当社取締役会で決議しております。また、上記Ⅲ 4. に記載したとおり、本プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。したがって、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

### （3）必要性・相当性確保の原則

#### ①独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記Ⅲ 2.（5）に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付けへの対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動・不発動又は株主意思確認の株主総会招集の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

②合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

③デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 4. に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 6. 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プラン導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式にかかる法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることを想定しておりません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式にかかる法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後にお

いて、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを中止する場合、又は対抗措置を撤回するため割り当てられた本新株予約権を当社が無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

以 上

## 独立委員会規程の概要

### 1. (独立委員会の設置)

独立委員会は、当社取締役会決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動に関する取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として設置される。

### 2. (独立委員会委員の選任)

独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役、社外有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、会社経営実績のある他社の取締役又は執行役）及びこれらに準ずる者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。

### 3. (独立委員会の任期)

独立委員会の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時又は別途独立委員会委員と当社が合意した時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

### 4. (独立委員会の招集)

独立委員会は、当社取締役会の決議により又は各独立委員会委員が招集する。

### 5. (議長)

独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。

### 6. (決議要件)

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由がある時は、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

なお、独立委員会の決議について特別の利害関係を有する委員は、当該決議について議決権を有しないものとする。

### 7. (勧告)

独立委員会は、当社取締役会の諮問に応じて、勧告内容を決議し、その理由を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。

8. (取締役等からの意見聴取)

独立委員会は、必要に応じて当社グループの取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。

9. (外部専門家からの助言)

独立委員会は、当社取締役会から諮問された事項の検討を行うため、必要に応じて外部専門家の助言を得ることができるものとする。かかる助言の取得に際して要した費用は、当社が負担するものとする。

以 上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

佐野 高志（さの たかし）（昭和23年4月3日生）

昭和48年10月 アーサー・アンダーセン会計事務所（現有限責任あずさ監査法人）入所  
昭和54年2月 ネミック・ラムダ株式会社（現TDKラムダ株式会社）入社  
平成4年12月 井上斎藤英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所  
平成5年1月 公認会計士登録  
平成9年8月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員  
平成19年12月 佐野公認会計士事務所開設（現任）  
平成23年6月 株式会社図研監査役（現任）

白井 久明（しらい ひさあき）（昭和23年7月10日生）

昭和50年4月 弁護士登録  
平成8年7月 白井法律事務所開設  
平成19年7月 京橋法律事務所開設（現任）  
平成19年7月 IMC JAPAN株式会社代表取締役（現任）  
平成19年7月 萬邦株式会社代表取締役（現任）

津谷 忠男（つや ただお）（昭和23年7月9日生）

昭和48年10月 アーサー・アンダーセン会計事務所（現有限責任あずさ監査法人）入所  
昭和63年9月 同事務所パートナー  
平成2年9月 公認会計士・税理士事務所 津谷会計事務所開設（現任）  
平成9年2月 日本アムウェイ株式会社入社  
平成13年3月 デンセイ・ラムダ株式会社（現TDKラムダ株式会社）入社  
平成13年6月 同社取締役・財務本部長  
平成16年7月 オリックス株式会社入社  
平成17年2月 同社執行役  
平成21年1月 同社常務執行役  
平成21年6月 富士火災海上保険株式会社取締役  
平成22年1月 オリックス株式会社顧問  
平成22年4月 富士火災海上保険株式会社顧問  
平成23年6月 日立ツール株式会社監査役（現任）  
平成25年6月 双日株式会社監査役（現任）

注１：上記３名と当社の間において、顧問契約等の関係はありません。

注２：白井久明、津谷忠男の両氏は、平成26年４月24日開催の当社第５回定時株主総会において社外監査役への就任をお諮りする予定です。

以　上

(別紙3)

当社の大株主（上位10名）

平成26年1月31日現在

| 氏 名 又 は 名 称                           | 所有株式数（株）  | 発行済株式数に対する<br>所有株式数の割合（％） |
|---------------------------------------|-----------|---------------------------|
| 橘 民 義                                 | 1,960,800 | 10.32                     |
| 本 重 光 孝                               | 1,930,400 | 10.16                     |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株 式 会 社 （ 信 託 口 ）   | 1,621,900 | 8.53                      |
| 松 本 公 三                               | 1,216,240 | 6.40                      |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株 式 会 社 （ 信 託 口 ） | 1,197,000 | 6.30                      |
| 野村信託銀行株式会社（投信口）                       | 770,200   | 4.05                      |
| 橘 鉄 平                                 | 603,200   | 3.17                      |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社<br>（ 証 券 投 資 信 託 口 ） | 437,200   | 2.30                      |
| 上 杉 増 夫                               | 351,400   | 1.85                      |
| 津 田 哲 治                               | 344,800   | 1.81                      |

以 上

## 本新株予約権の概要

### 1. 本新株予約権の付与の対象となる株主及びその発行条件

本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その有する当社の株式（ただし、当社の有する当社の株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てを行います。

### 2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は1株とします。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 3. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行可能株式総数に2分の1を乗じた数を上限として、当社取締役会が定める数とします。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり本新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

### 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際して払い込むべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。

### 5. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注1）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注2）、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①から④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け、若しくは承継した者、又は、⑥これら①から⑤に該当する者の関連者（注3）（これら

の者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

注1：当社の株式等の保有者で、当社の株式等にかかる保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注2：公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。）によって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者及びその者の特別関係者の株式等保有割合の合計が20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注3：ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。

なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

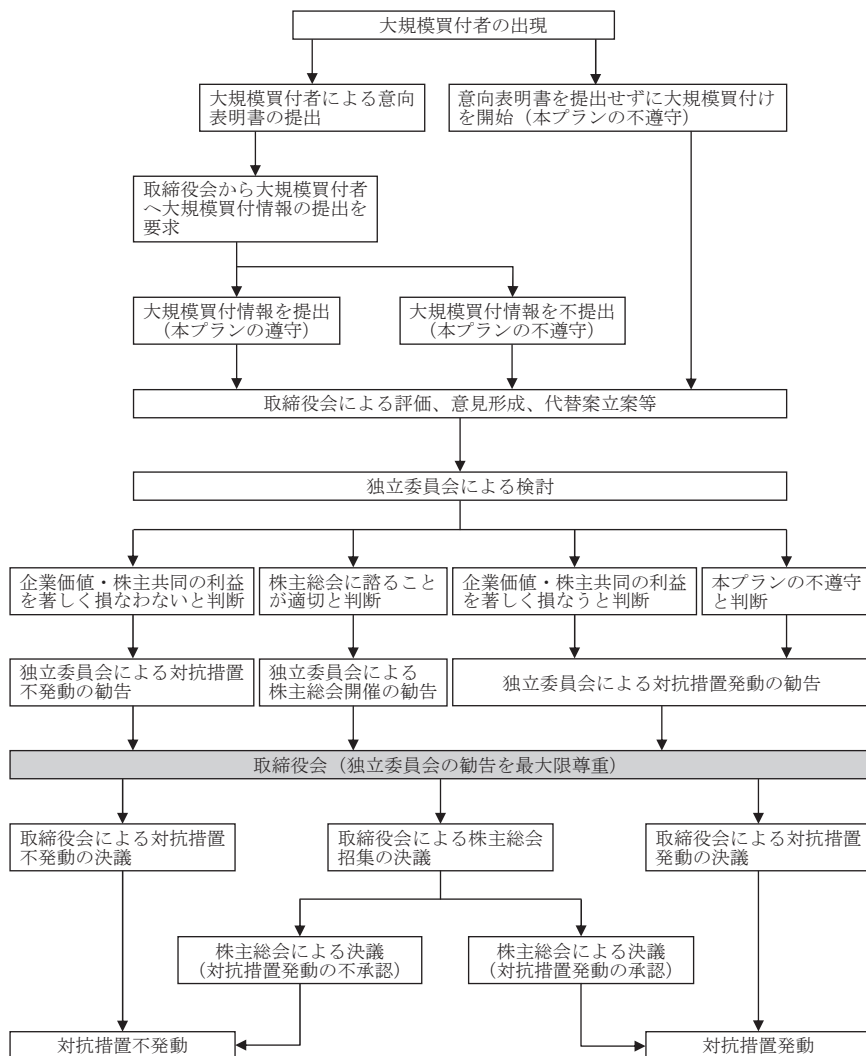
当社取締役会が、発動した対抗措置の中止又は撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

## 本プランの概要



※本図は、本プランの概要を表示したものです。具体的な内容は本文をご参照ください。

メ 毛

[illegible]

メ 毛

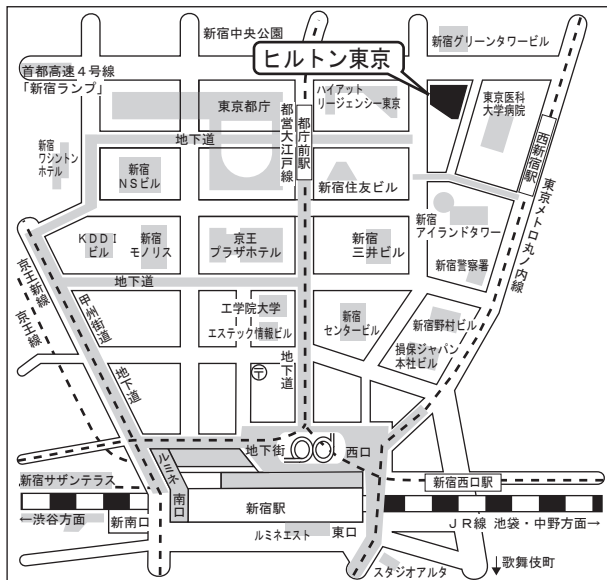
[illegible]

メ 毛

[illegible]

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿六丁目 6 番 2 号 TEL 03-3344-5111  
 ヒルトン東京 3階 宴会場「大和の間」



## 交通のご案内

- ◆ 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」（C8出口）から徒歩約2分
- ◆ 都営大江戸線「都庁前駅」から徒歩約3分
- ◆ JR各線・京王線・小田急線「新宿駅」（西口）から徒歩約10分

\*\*\*\*\*

## 【経営近況報告会のご案内】

第5回定時株主総会終了後、総会ご出席の株主の皆様を対象とする経営近況報告会を開催させていただきますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

### 記

1. 日 時 平成26年4月24日（木曜日）定時株主総会終了後  
 ※お時間は1時間程度を予定しております。
2. 会 場 ヒルトン東京 3階 宴会場「大和の間」  
 ※定時株主総会会場と同じ会場で行います。

以 上